

# 平成30年度採用 (福)富士市社会福祉協議会 正規職員募集案内

## 1 募集人員・職務内容

- A：正規職員1名・・・事務職（社会福祉協議会活動全般）  
住民との協働による地域福祉事業の推進、ボランティア活動の推進、生活困窮者の相談援護、福祉に関する広報啓発事業、各種福祉イベント・講座の企画運営、各種福祉団体の育成支援など
- B：正規職員2名・・・障害者支援（障害者就労支援事業）  
障害者就労支援施設における障害者への職業訓練、生活訓練、生活介護など

**※A、B両方に申し込むことができます。**

## 2 勤務地

- A：富士市本市場フィランセ（本会事務局）  
B：富士市内障害者就労支援施設10か所のいずれか

## 3 待遇

- (1) 基本給(本会職員給与規程により支給 昇給有 職歴換算有)
- A：月額 178,200円（大学卒 平成30年度予定）  
月額 158,800円（短大卒 〃）
- B：月額 172,300円（大学卒 平成30年度予定）  
月額 165,900円（短大卒 〃）

<以下A、B共通>

### (2) 手当等

通勤手当等・賞与有、社会保険等加入、退職金制度有

## 3 勤務時間等

週休2日制 勤務時間7時間45分（シフト制）

## 4 採用年月日

平成30年4月1日

## 5 条件

昭和62年4月2日以降に生まれた人で、短期大学（2年制以上の専門学校含む。）以上を卒業、又は卒業見込みの人。

**※採用までに卒業出来なかった場合は、採用を取り消します。**

（卒業証明書又は卒業証書のコピーをとらせていただきます。）

要普通運転免許取得（取得見込み可・AT限定可）

## 6 試験日及び試験内容

### ○第一次試験

- 日時 平成29年11月26日（日）  
（受付）午前9時45分から10時  
（試験）午前10時10分から午後0時30分
- 場所 富士市ロゼシアター 4階 第1会議室、第2会議室
- 駐車場 ロゼシアター駐車場利用可
- 内容 筆記試験（一般教養60分、小論文60分）
- 持ち物 受験票、筆記用具（鉛筆、消しゴム）
- 合格発表 12月8日（金）正午に本会ウェブサイト合格者の受験番号を掲示し、全員に合否結果を郵送します。

### ○第二次試験（第一次試験合格者のみ）

- 日時 平成29年12月17日（日）  
午前8時30分以降の指定された時間

場 所 富士市フィランセ東館1階 社協相談室  
内 容 面接  
持ち物 大学、短大の卒業証書(証明書)又は卒業見込証明書  
合格発表 12月22日(金)正午に本会ウェブサイト合格者受験番号を掲示し、全員に合否結果を郵送します。

#### 7 試験申込方法・受付期間

採用試験申込書を期間内に本会事務局へ郵送または持参して下さい。  
受付期間：平成29年10月2日(月)から11月10日(金)まで  
(1) 持参申込：①窓口受付 平日の午前8時30分～午後5時15分  
(2) 郵送申込：①締切 11月10日(金)当日消印有効  
②郵送方法 必ず簡易書留郵便で送付して下さい  
③その他 受験票返送のための簡易書留料金として  
392円分の切手を同封して下さい

#### 8 採用試験申込書の入手方法・・・次のいずれかで入手して下さい。

- (1) 郵送(採用試験申込書郵送希望と明記した封書に、82円切手と住所氏名を記した返信用封筒を入れ本会へ送ってください。)
- (2) 本会ウェブサイトダウンロード
- (3) 事務局窓口で受取

#### 9 受験票

採用試験申込書提出の時に受験票をお渡しします。郵送の場合は本人あて受験票を簡易書留郵便にて送付します。

#### 10 その他

- 申込時にAとBを両方希望する事も可能です。(試験内容は同一)
- 受験申込書に記載された個人情報、職員募集以外には使用しません。
- 試験結果に関する問い合わせには応じられません。
- 試験に欠席、遅刻する場合は必ず当日10時までに下記へ連絡して下さい。
- 遅刻の場合、10時15分まで入場を認めますが、試験終了時間の延長はありません。
- 交通機関の遅れによる遅刻の場合は、交通機関発行の遅延証明書があれば受験を認めます。

#### 11 問合せ先

(福) 富士市社会福祉協議会 職員募集担当  
電話 0545-64-6600  
携帯 090-3553-5638 (試験日当日のみ)  
FAX 0545-64-6567  
住所 〒416-8558富士市本市場432-1 富士市フィランセ東館  
Eメール info@fujishishakyo.com (代表)  
ウェブサイト <http://fujishishakyo.com>又は「富士市社協」で検索

※上記の受験資格を有していても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①日本国籍がない人
- ②成年後見制度における被成年後見人、被保佐人及び被補助人
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者